

心豊かな、やさしさ

あふれるまちづくり

宇美町人権擁護委員

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。宇美町では、5人の委員が、「人権の花運動」や「人権相談」の活動を行っています。

町民一人一人の人権が尊重され、偏見や



▲宇美町の人権擁護委員
(後列:左から世利委員、吉村委員 前列:左から吉本委員、佐々木委員、平島委員)



▲人権相談の様子



▲人権教室の様子



▲小学校での人権の花運動の様子

差別のない宇美町を実現しましょう!

7月は「宇美町人権問題啓発強調月間」です

町では、「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づいて、「町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現」を目指して、人権教育・啓発を推進しています。

7月の「同和問題啓発強調月間」、「社会を明るくする運動強調月間」、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の3つの強調月間を「宇美町人権問題啓発強調月間」と定めています。宇美町で人権教育・啓発に取り組んでいる団体や人、取り組みについて紹介します。

宇美町人権教育推進協議会

人権が尊重される心豊かな社会の実現に向け、関係団体などと連携して人権教育および人権啓発を推進するために設置されています。町議会議員・教育委員会・人権擁護委員や各小中学校PTA代表などのさまざまな団体の代表が集まり、町の人権教育・人権啓発に係る事業や推進に必要な事項について協議をしています。



▲街頭啓発の様子



▲講演会の様子(R5年度)



▲会議の様子

令和6年度は、さまざまな人権課題の中から「障がいのある人の人権」を重点取り組みテーマに設定し、啓発事業などに取り組んでいます。また、「宇美町人権教育・啓発基本指針」の改定に向けて協議を重ねています。

問 宇美町人権教育推進協議会に関すること 社会教育課 社会教育係 ☎933-2600
宇美町人権擁護委員会に関すること 福祉課 福祉・手当係 ☎934-2278

■宇美町では、月2回「心配ごと相談」を実施しています。人権擁護委員も相談員として活動しています。詳しくはP22をご覧ください。



▲人権に関する相談はこちら



悩んでいる方へメッセージをお願いします。

▼吉村委員

誰でも、何らかの悩みを抱えています。悩みを話すことで、気持ちの軽くなることのできると思います。気軽に相談してください。

▼平島委員

悩んでいると、自分の中だけで考えがちだと思いますが、早めに人権擁護委員や相談機関へ相談してほしいと思います。色々な意見を重ね合わせることで、道が開けることもあると思います。抱え込まずに、いつでも相談してくださいね。

活動の中で、どんな時にやりがいを感じますか。

▼吉村委員

学校で、「子ども達に「人権擁護委員の人だ」と声をかけられたときはとても嬉しかったです。

▼平島委員

途中、涙を流される方もいますが、相談後に前向きになられた様子を見ると、とても嬉しく感じますね。

相談を受けるときは、どんなことに気を付けていますか。

▼吉村委員

相談者の身になって聞くことを心がけています。堅苦しい言葉ではなく、方言を交えながら、身近に感じてもらえるように気を付けています。

▼平島委員

相談者の言うことをしっかりと聞き、思いを汲み取ることに集中しています。少しでも気持ちを軽くできるように考えています。

